

仕様書

スタートアップ支援部

1. 件名

大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業 【1】調査事業

2. 目的

本事業では、我が国における、大企業等※によるスタートアップ調達・購買※の加速化と持続的な連携※の促進や両者を含むエコシステムの活性化に向けて、取組事例等の情報収取・整理及び、近日中に公開予定の「大企業等によるスタートアップ調達・購買ガイドライン」（以下、ガイドラインとする）の広報・連携を推進することを目的として、実施します。

なお、本事業では、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く。）の開発及び実用化に取り組むいわゆるディープテック・スタートアップ調達・購買を対象とします。

※公募要領参照のこと

3. 内容

本事業では、下記の実施項目A、B及びCを実施してください。

なお、実施内容については、NEDO担当者等との協議の上で決定することとします。

実施項目A 情報収取・整理

大企業等によるスタートアップ調達・購買の先行事例（大企業等の既存事業・新事業の収益性等の向上につながった事例、工夫しながらプロセスを進めている事例等）、ベンチャーキャピタル（以下、VCとする）やアクセラレーター等によるスタートアップ調達・購入の支援事例について、契約するまでに経た各種プロセス（探索、交渉、調整、意思決定等）を20事例程度リスト化して整理してください。

実施項目B 広報・連携

実施項目Aを踏まえ、ガイドラインの普及・促進・浸透のために、複数の業種別の業界団体やVC、大学・研究機関、政府及び自治体等の関係者と連携した研修や勉強会を10回程度、イベントを4回程度実施してください。いずれも、対面で100人程度を想定し、一部ハイブリッドも含むものとしてください。

また、本事業のホームページの作成、及び各種メディア媒体を活用した露出の機会（10回程度）等を組み合わせた効果的な広報を企画し実施してください。

なお、上記各種広報活動に参加する大企業、スタートアップ等や、本事業と同時に実施する「【2】実証事業」の受託者に対して、大企業等とスタートアップのマッチングや参加者同士の情報共有を行う工夫もしてください。

提案書においては、それらの効果的な手法を提案すると共に、アプローチするターゲット像、適切と思われるイベントの形態やメディア媒体及びその理由などを明記してください。事業期間中も改善に

向けた都度の提案を期待します。

実施項目C 運営補助

「【2】実証事業」の受託者の取組について、進捗管理等を行うとともに、とりまとめをしてください。その際、NEDO等が指示する関係機関等や受託者同士の連携を進めてください。

上記事業を推進するにあたり、NEDOのとりまとめ等諸業務について、運営を補助してください。提案書においては、それを推進するための実施体制等を想定して提案してください。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から2026年3月31日まで

5. 報告書

本事業で実施した内容を報告書（和文）の形に取りまとめていただくと共に、概要（主な取組等）についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、データ等については NEDO が別途指定するフォーマット等で整理をしてください。また、調査結果のエビデンスを示す参考資料も別途提出してください。なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全て NEDO に帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業、併せて関連事業において活用する予定です。

提出期限：2026年3月31日（火）

（契約期間を延長した場合は NEDO の指示に従うこと）

提出方法：本業務の結果を最終報告書として取りまとめてください。概要（主な取組等）についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、その他資料等も併せて提出してください。なお、別途 NEDO ホームページ上で公開するため、指定のフォーマットに従い成果報告書も作成し、当機構担当者まで提出してください。

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。委託期間終了後に本事業における成果の報告会を NEDO と調整の上で開催してください。

7. その他

本仕様書に定める事項については、随時 NEDO と調整の上実施してください。また、関連する NEDO 事業等との連携・活用等を視野に入れた上で、本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定することとします。